

# 人と動物が

# 「幸せに暮らす社会」へ

動物と触れ合うと、癒されたり元気になったりすると感じる方も多いでしょう。ペットとの暮らしは私たちの日常に幸せと彩りを与えてくれます。しかし、ペットを飼うことは家族が増えることとあり、その動物の一生に責任を持つことです。そして、ペットが頼れるのは飼い主だけです。人と動物が一緒に幸せな一生を過ごすために、私たちができることや責任を考えてみましょう。

## 9月20日～26日は 動物愛護週間です

動物愛護管理法では、国民に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めてもらうため、動物愛護週間を定めています。



## 全国で年間 2万頭以上が殺処分に

県では犬猫の殺処分ゼロを目指しており、令和2年度で675頭(匹)と過去10年間で約90パーセントの削減を達成しています。しかし、全国で見ると令和2年度中だけで2万3千764頭(匹)の命が亡くなっています。1日で65頭(匹)、1週間で455頭(匹)が処分されていることになりました。

## 猫の殺処分数は犬の約5倍

猫の繁殖能力は高く、猫は出生後6～9カ月で妊娠が可能となり、一度の出産で平均5匹の子猫が生まれます。妊娠期間は約2カ月、年に3回以上の出産が可能であるため1組の雄と雌から1年で最大70匹にも増えてしまいます。不幸な命を増やさないために「不妊去勢手術」が必要です。

令和2年度 全国の犬・猫の引き取りおよび処分の状況

	犬(頭)	猫(匹)	合計	
引き取り数	飼い主から	2,701	10,479	13,180
	所有者不明	24,934	34,319	59,253
処分数	返還数	9,463	255	9,718
	譲渡数	14,736	25,130	39,866
	殺処分数	4,059	19,705	23,764

環境省統計資料「犬・猫の引取り及び負傷動物等の収容並びに処分の状況」より作成



## 迷子になったらすぐに連絡

令和2年度の犬猫の引き取り数は全国で7万2千433頭(匹)です。このうち約8割は所有者不明の迷子などです。飼い主との再会を待つため一定期間収容されますが、その期間は原則3日間です。本来の飼い主や譲渡先が見つからない場合は殺処分となります。迷子になったら、迷子になったときは、警察署の他、犬は保健所、猫は動物指導センターにできるだけ早く連絡しましょう。

## 最期まで 家族と暮らす選択を

また、引き取り数のうち残り2割近くに当たる1万3千180頭(匹)は飼い主からの引き取りです。飼い主は手放したペットの大部分が、殺処分になることを理解した上で判断する必要があります。ペットにとっては、孤独のまま知らない場所です。先を病気で探す、病気が老齢が理由なら最期まで看取ることや動物病院での安楽死なども一度「家族の将来を考えてみましょう。」



## 飼い主の責任と 動物の自由

飼い主になることは、ペットの命を預かることとあり責任が伴います。自身が病気になった、引っ越しや結婚によって飼えなくなった、子供がアレルギーだったなど飼い主の都合で動物を不幸にしないように飼う前にはよく考えることが必要です。社会の中には動物が苦手な方もいます。ルールやマナーを守って、人も動物も気持ちよく暮らせる社会を目指しましょう。

### 動物の自由

ペットや家畜動物、実験動物など人間が管理している全ての動物に対して飼養環境を整え、動物が健康で幸せに生きることが「5つの自由」とされています。

- 飢え・渇きからの自由**  
動物にとって食餌はとても大切です。動物の種類や健康状態にあった適切なフードを与え、水は新鮮なものをいつでも飲めるようにしましょう。
- 痛み・負傷・病気からの自由**  
けがや病気の場合には適切な治療を受けさせましょう。日頃から病気の予防を心掛け、健康状態をチェックしましょう。
- 本来の行動がとれる自由**  
それぞれの動物が本能や個性に合った動物本来の行動がとれるように工夫しましょう。
- 恐怖・抑圧からの自由**  
動物が恐怖や抑圧を受けないように、また、精神的な苦痛や不安の兆候を示さないよう的確な対応をとしましょう。
- 不快からの自由**  
清潔で安全で快適な飼養場所を用意して、動物が快適に過ごせるようにしましょう。

- ### 飼い主の責任
- ① ペットがその命を終えるまで責任をもつ
  - ② 動物の病気や感染症について正しい知識を持ち、予防に努める
  - ③ むやみに繁殖させない
  - ④ 排泄物の処理や、人への危害防止など、他人への迷惑を防ぐ
  - ⑤ 迷子を防ぐため所有者を明らかにする

## 新しい飼い主になりたいと考えるあなたへ

収容された猫の多くが飼養が難しい子猫や病気を抱った猫です。譲渡できる猫は少なく、譲渡までに時間がかかります。譲渡の条件も確認し、本当に飼えるか十分検討をした上で家族の一員として迎えます。できるだけ多くの家庭に犬や猫が迎えられ幸せになれるよう譲渡を受けられる機会や方法も増えています。

### 動物指導センターが飼養している犬・猫の譲渡

お問い合わせ 同センター ☎536-2465

犬

猫

動物保護団体からの譲渡

「新しい飼い主さがし」掲示板

## 動物指導センターの現状を知る



埼玉県動物指導センター  
指導課 担当課長 坂本 晶代さん

埼玉県動物指導センターでは人と動物が共生する社会の実現を目指して業務に取り組んでいます。現在は熊谷市に本所、さいたま市に南支所があり、ペット(犬以外)に関する相談や指導、猫の引き取り、犬・猫の譲渡や処分および動物愛護啓発事業を行っています。県保健所に収容され飼い主に返還されなかった犬は最終的には当センターに収容されます。昨年度は犬312頭、猫817匹を収容し、それぞれ292頭、436匹が新しい飼い主の元に迎えられました。

また、迷子になった場合の飼い主への返還数は犬が275頭であるのに対し、猫はたったの3匹です。当センターに収容された猫の約4割が殺処分となっています。猫にもマイクロチップなどを装着し、家族の元に戻れるようにすることがとても大切です。

ペットは終生飼養が原則ですが、残念なことにペットを手放す飼い主がいるのも事実です。手放す理由としては飼い主の都合によるものが多いです。ペットを飼う前に、よく吠えるなど品種ごとの特性を十分に理解した上で、自宅や近隣はペットを飼いやすい環境なのか、10年後も飼い続けられるかなど、しっかりと考えていただきたいです。また、飼い主の施設入居や死亡による引き取りも増えています。ペットに癒しを求める気持ちはよく分かりますが、命あるものですから、自分に何かあったときにどうするか周りの人に伝えておく、他の人も世話をできるようにしておくなど、ペットを取り残さない準備をぜひ日頃から行ってください。